

タイトル	現代中国の環境論(四)：中国の環境と自然資源立法の指導思想と基本原則(1999)
著者	金，瑞林；汪，勁；鈴木，光
引用	北海学園大学法学研究，43(1)：299-334
発行日	2007-06-00

現代中国の環境論 (四)

——「中国の環境と自然資源立法の指導思想と基本原則」(1999)——

金 瑞林 (Jin Ruilin) ・ 汪 勁 (Wang Jin) 著

鈴木 光 (Suzuki Hikaru) 訳

目次

現代中国の環境論 (一)

——「国際気候交渉における国家グループとその影響に関する試験的分析」(2001)——庄貴陽 (Zhuang Guiyang) ・ 陳迎 (Chen Ying) 著、鈴木光 (Suzuki Hikaru) 訳 (北海学園大学法学研究第三八巻第二号五一三―五二九頁 (二〇〇二年九月))

現代中国の環境論 (二)

——「中国の環境と自然資源法体系の現状、問題、およびその改善」(1999)——金瑞林 (Jin Ruilin) ・ 汪勁 (Wang Jin) 著、鈴木光 (Suzuki Hikaru) 訳 (北海学園大学法学研究第三八巻第四号七四九―七七〇頁 (二〇〇三年三月))

料 現代中国の環境論 (三)

——「中国の環境と自然資源立法の目的と任務」(1999)——
金瑞林 (Jin Ruilin) ・ 汪勁 (Wang Jin) 著、鈴木光 (Suzuki Hikaru) 訳 (北海学園大学法学研究第三九巻第一号一一七—一四九頁 (二〇〇三年六月))

現代中国の環境論 (四)

——「中国の環境と自然資源立法の指導思想と基本原則」
(1999)——金瑞林 (Jin Ruilin) ・ 汪勁 (Wang Jin) 著、
鈴木光 (Suzuki Hikaru) 訳 (本号)

第一章 生態法則を尊重し体现する原則

一 生態系統の基本法則

(一) 養分循環

(二) エネルギー流動

(三) 生態系統の仕組み

(四) エネルギーと養分の転換法則

二 生態系統の均衡の自然科学的解釈

(一) 熱力学原理…あらゆるエネルギーと物質運動
の基本法則

(二) 生態系統の均衡と不均衡

(三) 『中国自然保護綱要』にみる生態学基本法則に
関する帰納

第二章 生態法則を尊重し体现する原則の意義
持続可能な発展を指導的方向とする原則

一 持続可能な発展——ある生態学・倫理学的理念に基
づく発展観

二 「持続可能な発展」の概念とそれが内包するもの
持続可能な発展を実現するための基本的需要

三 環境と自然資源立法が持続可能な発展の原則を体现
する意義

第三章 環境経済学の方法を強調し運用する原則

一 環境と自然資源立法が経済学の方法を運用する目的
二 経済的手段を環境と自然資源立法に運用する——環
境の外部不経済性の内部化を例として

(一) 環境の外部不経済性を内部化する方法

(二) 環境と自然資源立法の有効性に対する評価と
分析

第四章 法律規範のあつかいと適用を容易にする原則
原注／訳注／訳者あとがき

現代中国の環境論 (四)

「中国の環境と自然資源立法の

指導思想と基本原則」(1999)――

西洋国家において、法律の原則とは一般に、規則としての基礎的あるいは根源的な総合性・安定性を備えた原理と準則を指す。その特徴は、あらかじめいかなる確定的・具体的事実状態も設定せず、具体的な権利と義務を定めないこと、すなわち確定的な法律上の後の結果を定めないことにある。しかしそれは、社会関係全体、あるいはある分野の社会関係の法律調整構造を指導し調和させている。法律の原則には、政策的原則と公理的原則の区別がある。前者は、国家が必ず達成しなければならない目的や目標、あるいは、いつどのような方面の任務を実現するかを示す政治的方策を指す。後者は、社会関係の本質から生じる、広く承認されかつ法律として尊ばれる公理を指す(1)。我が国では、法理学研究上、一般に、社会主義国家の法律の原則とは、社会主義法がしたがうべき指導思想と方針を指すと考えられている。つまり法律は、類型を問わず、すべて一定の指導思想にしたがい、一定の原理と方法に照らして制定しなければならない。

法の原則については、学理上、さらに基本原則と具体原則、政治原則と方法原則、立法原則と司法原則などの区別がある。法の原則に対するこれらの区別は、学者が、さまざまな角度から、それぞれの観点と方法、および根拠法の体系段階あるいは効力の違いを用いて作り出したものである。それらはいずれも法の原則にかかわるため、それらはすべて必然的に相互に関連している。

ここで説明しておかなければならないのは、「環境と自然資源立法の基本原則」と密接に関連する、たとえば社会主義法の指導思想と基本原則や、環境と自然資源法の基本原則という概念である。我々は、環境と自然資源立法の基本原則とは、環境と自然資源を保護する目的を実現し、環境と自然資源の各種の内在的・外在的価値を法律上十分に体现するため、環境と自然資源の法律の草案を起草・制定し、あるいは改正する過程で、立法者がしたがわなければならない基本原理を指し、それは環境と自然資源立法の方法論的基礎であると考える。社会主義法の指導思想と基本原則、および環境と自然資源法の基本原則というこれら二つの概念のうち、前者は、社会主義国家の立法が共通してしたがわなければならない指導思想と基本原則であり、後者は、制定される環境と自

然資源の法律のなかで規定または体现し、かつすべての環境と自然資源の法律を貫かなくてはならない普遍的意義と指導性をそなえた規範である。それゆえ、これらは我が国の現行の環境と自然資源立法の基本原則と関連するところもあれば、異なるところもある。

中国の環境と自然資源立法の基本原則には、生態法則を尊重し体现する原則、持続可能な発展を指導的方向とする原則、環境経済学の方法を強調し運用する原則、法律規範のあつかいと適用を容易にする原則が含まれる。

第一章 生態法則を尊重し体现する原則

生態法則を尊重し体现する原則とは、環境と自然資源に関する立法を行う際、自然と生態の変化を十分に考慮し尊重すべきであるという法則であり、地球生態系統均衡の基本原則を、制定法とその法律規範が確立する理論的基礎とすることを目指す。

一 生態系統の基本法則

いわゆる生態系統とは、生物群落およびその生存環境が共

同して構成する動態均衡系統である。環境科学において、生態系統の状態は、通常、宇宙飛行士の長期生活を維持するよう設計された宇宙飛行船にたとえられる。理論的には、宇宙飛行船の内部に小型の藻類を入れた大きなガラス製の円筒状容器を積み込み、さらに外部の太陽光線を受けるようにする。宇宙飛行士は藻類が作り出す食物と酸素によって生存し、藻類は宇宙飛行士が吐き出す二酸化炭素と（宇宙飛行士の）体内から排泄される糞便に加え、外界から来るエネルギー源、——すなわち光によって生存する（2）。理論上、この系統は無限に続けることができる。このように、地球系統の全体はさながらひとつの巨大な地球宇宙船のようであり、系統内部のエネルギーの均衡を保ってはじめて、地球の生態状態を維持していくことができる。

生態学者の研究により、地球生態系統の状態は三つの基本原理、すなわち養分循環、外界エネルギーへの依拠、および動植物間の特殊な関係（生態系統構造ともいう）にしたがっていることが発見された。

(一) 養分循環

養分循環とは、生物の生活、成長、死、および分解により、化学元素が周囲の環境から生物体のなかに入り、そして生物体から再び環境のなかに戻る過程をいう(3)。養分循環には、地球全体を含む生物圏(地球上のすべての比較的小さな生態系統およびすべての生物群落が相互関係を通じて形成する生態系統の全体をいう)の範囲内における各種の物質の循環流動が含まれる。それらには有機物と無機物の間の相互交換が含まれる。これと生物および周辺環境との間の交換は、同時に行われる。

(二) エネルギー流動

養分循環の過程においては、常に一種の動力がそれらの循環を促している。これが生態系統を通じて流動するエネルギーである。エネルギーは光の形式で送り込まれ、低温熱(微熱)の形式で散失する(4)。

生態系統内の無機養分は、この太陽光エネルギーに支えられ、緑色植物を通じて植物の体内の有機物質を組成する。有

機物質が形成されるとき、一部のエネルギーは利用されるが、一部のエネルギーは有機物質の内部に蓄えられる。その有機物質が改めて無機養分に分解されるとき、蓄えていたエネルギーが放出される。このため分解から生じる無機化合物は動物有機体にとっては廃棄物だが、生態系統全体においてはそれらは養分であり、他の生物によりふたたび利用されるものである。これにより養分循環が続くのである。しかし、もし光エネルギーがなければ、循環はとまってしまう。

強調すべきは、そのエネルギーが仕事に用いられるとき、熱エネルギーの形式で生態系統から失なわれるが、この種のエネルギーは、養分再循環が行われるのと同じような再循環はできないという点である。それゆえ、たえず新しいエネルギーを供給しなければならない。このように、エネルギーは生態系統を通過する際、一方に向かい流動するが、養分は生態系統内を循環するのである(5)。

(三) 生態系統の仕組み

生態系統の仕組みとは、生態系統内部における生物間に存在する相互関係の特定の形式をいう。その仕組みにおいて、

それぞれの生態系統は、すべて、生命のない成分（すなわち非生物）と生命を有する成分（すなわち生物）とを含む。生命を有する部分を構成する生物は、それらが生態系統内で発揮する役目に基づき、さらに三種類に分けることができる。

- (1) 生産者、すなわち光合成を利用して環境中の無機（非生物）養分を有機物質に作り上げる緑色植物。
- (2) 消費者、すなわち緑色植物を直接の食物とし、あるいは食物連鎖を通じて間接的に緑色植物に依存して生きる、あらゆる動物。
- (3) 分解者、すなわち腐乱・分解し、あるいは有機廃棄物を破壊し、養分を周辺環境のなかに戻す菌類および腐生動物。

生産者から消費者と分解者へとつながるこうした主要な関係により、生態系統が継続的に「その」役目を発揮するための基本的な仕組みが作り上げられている。

生命が存在しない部分には、周辺環境のあらゆる化学的および物理的成分が含まれる。それらはひとつの地区内で維持することが可能な生態系統の類型と仕組みを決定づける。

(四) エネルギーと養分の転換法則

生態系統におけるエネルギーと栄養分の転換は、おもに生産者、消費者、および分解者間の関係に依存している。生産者（生態学においては「自家栄養生物」ともいう）が有機物質の生産を開始すると、自家栄養生物が吸収した養分とエネルギーは、自家栄養生物を食物とし互いを食物とする他家栄養生物（すなわち「他の生物に頼って生きる」ものを指す）を通じて、生態系統の残りの成分へ、つぎつぎと送り伝えられる（転送される）。養分エネルギー転換の特殊な道筋は、その他の生物を食物とする生物に依拠している。食物を摂取するこのような道筋を食物連鎖という。たとえば、草——牛——人の如しである。食物連鎖は決して孤立して存在するものではなく、それらは互いにひとつにつながっており、ときにはひとつの大きな循環型の食物を摂取する道筋、すなわち食物網を作り上げる。たとえば、死んだ鷹——昆虫——ねずみ——鷹の如しである。こうした非常に大きな食物連鎖あるいは食物網が作り上げる食物摂取関係により、自然界の各種の生物はいずれも、ひとつの整然とした等級に属するばかりでなく、食物摂取関係によって形成される食物摂取栄養等級

にも属する。たとえば、あらゆる生産者はすべて第一栄養等級に属し、あらゆる初級消費者はすべて第二栄養等級に属し、あらゆる第二消費者はすべて第三栄養等級に属す、などである(6)。もし生物を各栄養等級へ割り当てるとするならば、生態系統内のあらゆる生物の連続を通じて流れる養分の流れは一層明確になり、これにより生態系統のすべての生物が結びつけられることになる。

生態系統が我々に示唆するひとつの重要な点は、比較的高い栄養等級にある生物量はたえず減少しているという点である。比較的高い栄養等級の各生物量は、まさしくピラミッドのように、それより一級低い栄養等級の生物の総量に比べ九十パーセントも減少する。これは同時に、上にある栄養等級〔の生物量〕は下にある栄養等級の生物量の十分の一しかないことを意味する。生態学上、これを「十分の一の原理」という。

上述の生態学的原理から我々は、もし人類が直接穀物を食べ、穀物を食べる動物を食べないとするなら、地球は現在の人口よりもはるかに多い人口を養うことができることが分かる。

上述の生態学的原理は、我々に対し、人工的なあるいは人

類が作り上げた系統は、最終的には養分の循環、仕組み、およびエネルギー流動の原理と互いに一致する必要があることを示唆する。ネボル(Nebel)によれば、人類の生態系統の範囲内には、これらの原理と符合しない要素があり、それには最終的には崩壊を引き起こす土台が含まれるという。

「我々はどうした不可避の結果に最大限の関心を寄せるべきである。なぜなら我々は、我々人類の生態系統を管理する際、この三つの基本原理に違反しがちだからである。我々は、(再利用できる資源が我々の社会の養分であるにもかかわらず)資源、とりわけ地殻から採掘する、限りある資源を再利用していない。そして、それらの再利用ができない地域では、それらを処分してしまっている。人口が継続的に増加していることは、基礎となる機構の均衡が失われていることの表れであると思わしう。最後に、工業社会を経て流れるエネルギーの源は、無尽蔵の太陽エネルギーではなく、迅速に減少し、回復不可能でかつ貯蔵量に限りのある鉱物燃料(石炭、石油、天然ガス)である。このような傾向にあるものの何れかひとつでも(前述のこの三点については言うまでもない)このままの状態が続くとするなら、まもなく我々の人類系統が破綻するのは明らかである。これは周知のこと

料ある。」「彼が指摘するのは、我々はすでに管理上明らかにこの三つの基本原理に違反しつつも、「それは」まだ我々を脅かすまでには至っていないが、「しかしそのことは」こうした過程を続けていけることの証拠とはならない、ということである（7）。

二 生態系統の均衡の自然科学的解釈

（一）熱力学原理…あらゆるエネルギーと物質運動の基
本法則

前述のように、環境科学研究においては、エネルギーと物質の流動は地球の生態系統の全過程を貫いている（と考えられている）。すべての人間の活動は、資源の開発から生産、利用、廃棄、および汚染〔物〕の排出に至るまで、いずれも自然エネルギー系統における送り込み、送り出し、あるいは物質を変化させていると見なすことができ、すべての自然エネルギー系統は、往々にして脆弱な均衡状態にあり、かつ常に過敏である（8）。

環境科学が生態系統内のエネルギー流動について分析する

方法やその結論は、熱力学の範疇から得られる。熱力学の一般概念は、「熱に関する仕事の研究」であり、それにはおもに熱力学の第一原理と第二原理が含まれる。熱力学の原理を理解することは、我々が生態および現実の環境問題の構造を説明するのに役立つ。

①熱力学の第一原理…エネルギーは新たに作り出すことができず、また消滅させることもできない。すなわち、エネルギー保存の原理である（物質が放射を通じてエネルギーに転化するの是一种の特殊な情況である）。物理学者の研究により、エネルギーは新たに作り出すことはできないが、転化、すなわちある形式から別の形式へと転化させることは可能であることが発見されている。熱力学の第一原理が人びとに啓示するのは、エネルギーは各種の種類の物質内に存在するということである。たとえば石炭はある潜在的なエネルギー形式であり、それは熱、光、および電気、ひいてはさまざまな形式の運動エネルギーに転化することができる。こうした種類のエネルギーのなかで、適用範囲がもっとも広範なものが電気エネルギーである。ボイラーからより容易に失われてしまいう熱エネルギーと比べると、電気エネルギーは人類にとり

有益な形式〔のエネルギー〕である。それゆえ、工場や動力施設が、石炭またはその他の燃料を効率の良い転化を通じて電力にすることは、明らかにこの上なく良いことである(9)。

熱力学の第一原理が我々に教示するのは、ある新しいエネルギーを開発する際は、我々のエネルギーのつり合いをとりながら計画を立て、エネルギーが資源に変わり散逸して生態系統内へ入る状態を注意深く見守る必要があるということである。

②熱力学の第二原理…エネルギーはある形式から別の形式に変わるとき、質量変化が起こりうる。

熱力学の第一原理と比べると、第一原理は、おもにエネルギーの送り込みと送り出しの領域におけるエネルギーの転化と〔長い時間をかけての〕進展変化の数量に関するものであるが、第二原理は、エネルギーの転化とも関連するものの、おもに質量の領域からエネルギーの進展変化のさまざまな方向を説明するものである。熱力学の第二原理によると、ある密閉された系統のなかでは、自然の物理的变化は常に比較的高いエネルギー級から比較的低いエネルギー級へと向かって

進む傾向がある。たとえば、自動車の運転中にガソリンを燃やすとき、ガソリンはあるきわめて濃縮(集中)された形式から比較的集中していない熱エネルギーへと転化し、かつそれは長期にわたり効果的に仕事をすることはできない。濃縮されたエネルギー形式は、効果的に仕事ができる可能性が高い。あまり濃縮されていない形式は、効能変化が少なく、効果的な仕事も比較的少ない。もう一度たとえると、石油と天然ガスはいずれも高質量エネルギーを源泉とする高濃縮燃料であり、それらは燃やされた時に良好な使用状態に置くことができる。しかしながら、熱エネルギーの多くは低質量エネルギーを源としており、動力機械にとってみれば、それらはただ素早く希釈あるいは分散されるにすぎない、一種の比較的利用効果の低いエネルギー形式なのである。生産した熱エネルギーは、すべて最終的には地球上で散失して空間に入り、人類社会の生活環境〔のなか〕にとどまる(10)。

熱力学の第二原理は、人類の生活にとり多くの重要な意義を有する。それが人びとに教示するのは、我々が化石燃料を燃やすとき、我々に供給される高濃縮エネルギー(地球上に貯蔵されている、限りある化石燃料資源)はまさに収縮(減少)していること、化石燃料が燃えたあとは、消えて熱エネ

ルギーとなり、転々として離れ離れになって空間に入り込むため、我々は高質量エネルギーを再生させることはできない、ということである。またそれ〔熱力学の第二原理〕がさらに人びとに警告するのは、地球上のあらゆる資源は、現在我々が触れることのできるこれしかないのであるから、これらの貴い資源を浪費してはならない、ということである。

③ エントロピー…物理学において、分子が何の目的もなくあるいは雑然と並んでいる状況をエントロピーという。石炭を例にとると、ひとつの厚い石炭の塊は、一定の状態にしがって高度に排列された分子である。石炭を塊状に割って燃焼させると、大量の炭酸ガス分子の気体が発生するが、この大気中に入る気体は一種の何の目的もなく分散した状態にある。石炭が燃えたあとに分子が空間でこのように雑然と並んでいる構造のことを、エントロピーという(11)。

物理学者は、外の世界と完全に隔絶されたある想像上の容器のなかの高圧気体カプセルが、完全無欠の集中状態から破裂の拡大分散状態に至るまでの分子運動の比較分析を通じて、あらゆる密封された系統における自然物理変化は常に比較的高いエネルギー級から比較的低いエネルギー級へと向か

う傾向にあることを発見した。すなわち、ある密封された系統は、その内部の物質とエネルギーのもつとも可能性の高い存在状態に向かって常に自然と変化しているのである。この概念は、のちに熱力学第二原理が述べる。物理学者にとり、こうした外の世界と関係を持たない小さなカプセル内のすべての気体分子の排列は、ある正常な状態を代表するものであり、大きな容器内に拡大分散したあとの分子の排列は、異常な表現の程度にある、すなわちエントロピーなのである。

そこで、熱力学の第二原理は、つぎのように換言することができる。すなわち、あらゆる密閉された系統では、自然変化の方向は常に正常から異常へと向かい、もつとも異常〔な状態〕およびエントロピーをもつて最終的な平衡状態となる。変化の方向はおそらく永久に逆になることはなく、エントロピーが小さくなることもありえない(12)。

エントロピーの原理を用いて宇宙を分析すると、宇宙もまたひとつの衰退する系統であるという結論に至る。なぜならば、得ることのできる高質量エネルギーがすべて熱に転化しつつあるからである。これと同時に、すべての物質が意義深遠な変化を一度経験している。エントロピーは宇宙の各地で広く行われるので、時間が過ぎ去るにつれ、こうした混乱

もたえず増加し、ただ混乱が一定の範囲内に並ぶにすぎない。環境にとり、もつとも重要な点は生命そのものである。生命系統は雑然とした基礎のうえにうち立てられた秩序である。植物を例にとると、それは大気中から炭酸ガスを吸収し、これにより有機食物分子を形成する。このようにエントロピーはおそらく転換させられる。しかしそれはエネルギー消費の間に転換または抑制されうるにすぎない。植物にとつてのおもなエネルギー源は、やはり太陽光線である。

(二) 生態系統の均衡と不均衡

① 生態系統の均衡の安定

生態系統は、環境のなかでたえず相対的な均衡状態を保っている。生態学者によると、生態系統内部の種群間には動態相互作用が見られるため、生態系統は常に変化と調整が続けているという。ある一定の時期には、ある種の数量が増加するかもしれないが、別の一定の時期にはその種は減少し、他の種に取って代わられるかもしれない。なおかつ、生態系統が変化する速度も、速いときもあれば遅いときもある。しかしながら、比較的均衡が保たれている系統の変化はきわめて

ゆっくりしている。

ところで、人びとが保ちたいと望む生態系統の均衡および人びとが望む変化にとり、どのような要素が生態系統の均衡と不均衡を決定づけ得るのであろうか。これらの要素を理解することは、人類が自らの行為およびそれが環境におよぼす効果を把握するのに役立つ。

まずは、群体の増大と環境抵抗である。ある生態系統における均衡あるいは安定とは、種群数相互の抵抗力をたえず規範に合わせた結果である。これらの力は、増加要素と減少要素の二つに分けられる。それらには、いずれも生物要素と非生物要素が含まれる。生態学者は、種の数を増加させることのできるすべての要素を「生物潜在エネルギー (Biotic potential)」とよび、そうした種の生存に関連するものを制限するあらゆる要素を「環境抵抗」(13)とよぶ。このように生物潜在エネルギーと環境抵抗との間にはある動態的均衡が存在する。ある安定した生態系統内では、それぞれの種の生物潜在エネルギーはすべて、環境抵抗により、平均してつり合いをとっている。もし上述の、種の数を増加または減少させる要素を変化させると、種と均衡は直ちに変化をきたし、これにより系統「全体」を変化の状態に置くことにな

る。このように、種群の増大と環境の抵抗は、ともに生態系統の相対的な均衡と安定を形成している。生態学研究により、生態系統の均衡と安定に影響をおよぼしうるおもな要素は、捕食動物と捕食される動物との間の均衡、植生・草食動物と肉食動物との間の均衡、競合種間の均衡、および非生物要素との均衡などの四つの方面の均衡であることが発見された。しかもこれらの要素はすべて同時に発生し作用する。たとえば自然の牧場は、草が優勢を占めるのに有利なさまざまな種の間の均衡によって成り立っている。しかし、もし草が過剰放牧を被ると、草はもはや再生により競争上優勢な地位を保つことができなくなる。そうすると、均衡は、牛が食べられない大サボテンのようなとげの多い植物の類や各種の草本植物にとって有利な傾向になる。「すると」牧場管理者は、青草以外の雑草を駆除する除草剤を用いて、この均衡を元の状態に戻そうとし始める。しかし生態学者は、こうした活動がさらなる環境の混乱を引き起こす可能性がある、と極度に懸念する（14）。このため、自然の均衡の法則を知り、人類の活動をこうした均衡を崩さない範囲内に制限することが、ただひとつの方法なのである。

つぎ「に生態系統の均衡と不均衡を決定づける要素」は、

適応——すなわち、自然選択（自然淘汰）の結果である。一八五八年、C・ダーウィン〔Charles Robert Darwin〕は、彼の著作『種の起源』を発表し、そのなかで自身が発明した進化論という理論をうち出した。ダーウィンは進化論のなかで二つの相互に関連する問題を論じている。すなわちそれは、生物は進化によって生まれたものであるか、生物はどのように進化したのか、という問題である。彼は、適応が自然選択（自然淘汰）過程の結果であることを、多くの証拠を通じて証明した。ダーウィンは、すべての種は過剰繁殖するものの決してそのすべてが繁殖期まで生き残るわけではないことを観察し、すべての種の各構成員には変異が存在しており、これが個体差を引き起こすことを指摘した。このため、特定の環境では、ある個体が別の個体よりも生存に適するものである。ダーウィンは指摘する。「それゆえ人びとは、つぎのような結論を避けることはほぼ不可能であろう。すなわち（それは）、特定の環境にもっとも適応しない個体が最終的に死に、もっとも適応する個体が生き延びて子孫を繁殖させることになる」（という結論である）。したがって、自然選択（自然淘汰）が選び取る個体とは、すなわち、生存と繁殖に比較的うまく適応できる変異をそなえた個体である」と。

ダーウィンはこの現象を「適者生存」とよぶ。このため、既定の性質と状態を繰り返して選択したとしても変異は決してなくならず、常にさらなる選択をし、さらなる発展と変異の基礎を獲得しうるいくつかの変異がある、というのがダーウィンの決定的な見解である(15)。こうした見解は、ダーウィンによる一種の推測にすぎなかったが、現代の人類は、進化が自然選択「自然淘汰」および自然と組織し互いに結びついた結果であることを知るに至った。

②生態系統の正常な不均衡・自然更新

生態系統は、自身の発展と活動の特性により、ある種を消滅させたり、別の種の侵入を許したりすることができ、これによりその環境を変化させる。その地区を占領する各種の生物は、漸進する変化のなかにあり、かつある生態系統が別の生態系統にすべて取って代わられることもありうる。生態系統内にあるこうした正常な不均衡を、自然更新という。

すべての自然更新は、最終的には、既存のあらゆる種が互いに比例的に繁殖を続け、もはやそれ以上変化しない均衡状態に至ると最高点に達する。最高点の状態にある生態系統は、気候の移り変わりその他の要素の変化により、ゆるやか

に自然更新の変化が起これると考えられる。

(三)『中国自然保護綱要』にみる生態学基本法則に関する帰納(16)

①「物々関連」の法則。すなわち自然界の各種の事物間には、相互関連・相互制約・相互依存の関係があり、そのうちひとつの事物を変化させると、かならずその他の事物に直接あるいは間接的な影響がおよびうる。ある環境要素を開発利用する際は、その活動が他の環境要素ないしは生態系統全体に与える影響を考えなければならない。「また」ある環境要素のひとつの機能を開発利用する際は、当該環境要素が他の機能に与える影響を考えなければならない。これによれば、環境と資源保護法は、ひとつひとつの環境要素の保護および環境要素間相互の影響に注意しなければならないため、環境と資源保護法の体系は比較的複雑なものにならないを得ない。このほか、「物々関連」の法則はさらに人びとに対し、環境を開発利用する際は、かならず注意深く調査・研究し、全面的に計画・按配するよう求める。環境と資源保護法にみられる「土地利用計画」・「環境影響評価」等の規定は、お

料 そらくすべてこうした理由によるのであろう。

資 ②「相性の良し悪し」の法則。すなわち生態系統では、各

生物がすべて一定の位置を占め、特定の作用をそなえ、相互に依存し、制約し合い、協力して進化する。このため、環境を保護・改善し、生態の均衡を維持・保護するには、もともと存在しない種を気ままに生態系統に持ち込んではいならず、また生態系統内の種を勝手に除去してはならない。この二つの方法は、いずれも種の種群大発生や絶滅を引き起こし、その危害は生態均衡におよぶ（からである）。たとえば長白山（訳注1）森林生態系統では、もともと存在しない種——すなわちアメリカ白蛾が持ち込まれ、かつその捕食者がいなかったため、アメリカ白蛾の種群が大発生し、当該森林生態系統に脅威を与えた。同様に、江南（訳注2）の農作物を栽培する田畑の生態系統では、ネズミ類の天敵——すなわち蛇を人為的に減らし、あるいは撲滅したため、ネズミ類の種群が大発生し、当地の生態均衡が脅かされた。これによれば、環境と資源保護法は、人びとに対し、もともと存在しない種を生態系統に持ち込んではいならず、あるいは生態系統内の種を人為的に消滅させてはならない、と求める必要がある。こ

れもまた、環境と資源保護法のなかに、種の保護・野生動物保護、および動植物検疫等の法律がある所以である。

③「エネルギー流動・物質循環」の法則。すなわち生態系統では、エネルギーが常に流動し、物質がたえず循環する。エネルギーは一方向に向かって流動し、かつ流動の過程で次第に減り、その一部は熱エネルギーに転化して環境内に散逸する。生態均衡を維持・保護するには、エネルギーを可能な限り十分に利用し、エネルギーを容易に環境内に散逸させないようにしなければならない。このため、環境と資源保護法には、生態農業の発展および生態法則に適合した生活・生産方式をうち立てるよう奨励する規定がある。ある物質がひとたび環境に入ると、それは環境のなかでたえず循環し、なかには生物の体内に累積し（これを「生物濃縮」という）、奇形・癌・突然変異等の作用を引き起こすものもある。このため、環境と資源保護法には、環境汚染の防止、なかんずく有毒・有害物質の抑制に関する規定がある。

④「負荷定量」の法則。すなわちすべての生態系統には、いずれも負荷能力のおおよその上限があり、これには一定の

生物生産能力・汚染物吸収消化能力・一定程度の外部からの衝撃を我慢して耐える能力、が含まれる。

生態系統が扶養する生物がその生物生産能力を超える時、それは衰退し、ひいては崩壊する。生態系統に排出される汚染物がその自然浄化能力を超えると、生態系統は汚染され、さらには生態環境の悪化が引き起こされる。生態系統に外部から加えられる衝撃の周期が、その自己回復周期よりも短い時も、生態系統は自ら回復することができず破壊される。このように、生態系統を保護するには、まず生態系統が扶養する生物量がその生物生産能力を超えないようにし、さらに生態系統へ排入される汚染物の量がその自然浄化能力を超えないよう確保し、かつ「外部からの」衝撃周期が生態系統の回復周期よりも長くなるよう確保する必要がある。そのため、環境と資源保護法には、産（生物の生産量）に基づいて供（家畜類あるいはその他の種の量）を定めることに関する規定、濃度規制と総量規制を含む汚染物排出量規制に関する規定、さらには春季の樹木伐採・除草、および夏季の漁労やスポンの捕獲を禁止するが如き衝撃周期制限に関する規定をおかなければならない。

⑤「調和安定」の法則。すなわち生態系統は、その構造と機能が比較的調和してはじめて安定する。生態系統の構造と機能の調和状態を保持するには、あらゆる手段を尽くして生物種の多様化を保持し、外部からの干渉を可能な限り少なくすると同時に、構造と機能が比較的調和し、生物生産能力の高い人工的な生態系統を新たに作り出すよう、人びとに奨励する必要がある。こうした必要から、環境と資源保護法には、種の多様性を保護し、森林・植生を保護し、妨害から生態系統を保護し、構造と機能が比較的調和した人工的な生態系統の創造を確保することに関する規定がおかれたのである。

⑥「時空有宜」（訳注3）の法則。すなわち、ひとつひとつの場所には、それぞれ特定の自然と社会経済条件の組み合わせがあり、「それは」独特な区域生態系統を作り上げる。

ある特定地区の生態系統を開発利用する際は、その特性を十分に考慮しなければならない。たとえば、長江・黄河上流の森林生態系統と蘇南（訳注4）の森林生態系統がすべて同じとは限らず、前者のおもな機能は水分・土壤保全であるが、後者（のおもな機能）はおそらく木材の供給である。し

料 たがつて前者は絶対に伐採を禁ずるべきである。このため環境と資源保護法は、地区の特徴を十分に考慮する必要がある。環境と資源保護法には、他の法領域とは異なる特殊な規定をみることができる。たとえば、環境管理における区域性原則とは、すなわち、しばしば地方法規を優先させる原則である。例をあげると、省の人民政府は、国が定める標準よりも厳しい地方汚染物排出標準を公布し、地方汚染物排出標準を公布した地区では地方汚染物排出標準を実施することができる。これは他の法律ではみられないことである。

三 生態法則を尊重し体现する原則の意義

これまで人類社会は、環境問題の認識と解決に関し、思想から方法に至るまで幾度かの大きな変化と更新を経験した。まずはじめに人びとは、物理学原理により環境問題の経緯を明らかに分析しようと考えたため、その解決方法も物理の方法を用いていた。たとえば、化石燃料の燃焼を制止すれば空気を汚染を防止でき、汚水処理場を閉鎖すれば水汚染を除去できると考えた。しかしこの方法では、環境の質に純損失をもたらすのみで、人びとが得たいと望む利益にはならない。し

たがつてこの方法は明らかに実行不可能となり、人びとは技術改革を用いる方法によって「問題を」処理し始めた。「ところが」これを実践してみると、技術進歩を用いて汚染を除去する方法のみでは社会の構造と制度に複雑な反応を引き起こし、同時にそれらは相互に影響を受け合い、かつ高すぎる代価を支払わなければならないという事実が証明された。たとえば、自然科学（物理、化学、工学、医学）や社会科学（哲学、経済、社会、法律、文化）等の領域のようなさまざまな角度から考えると、環境問題と環境管理に対する人びとの見解がいずれも異なるため、科学的にみると不確かな行政政策決定が行われることもある。

実際、いかなる対策や措置を取るにせよ、「結果」は改善されたが「原因」を正していないということがあつてはならない。現代の環境科学研究は、すでに人類に対し、自然界の普遍的法則と生態系統均衡の基本原理を明示した。人類と環境の相互関係をめぐる問題において、環境科学研究はすでにつぎのような結論を出した。すなわち、人類が自然生態系統とエネルギー転換に与える影響は、すべて簡単につぎのような二つの道筋にまとめられる。第一は、エネルギーと物質の送り込みと送り出しを変えることである。第二は、エネルギー

ギーと物質の転換または転化の新たな経路を作り出す、または現在の経路を変えることである(17)。

このため、人類の生存環境を保護するには、人類の活動と生態系統の関係がもつとも密接な二つの基本領域——すなわち生産と消費から、我々の過去の方法を変えなければならぬ。まず、生産と生活廃棄物の排出量は、環境容量の最大限度、すなわち生態系統の自動調節能力の最大限度を超えてはならない。つぎに、生産の資源需要量と環境の資源供給可能量との間で均衡を保つことである(18)。

生態学は、まだ一種の厳密な構造をもつものに明確に発展したとはいえず、あるいは物理学の法則により検査し簡略化した総括的原則であるといわれている。しかし我々が現在認識している生態圏に関しては、依然としてすでに多くの法則が明らかになっており、それらは一種の通俗的な「生態学法則」を構成しうる。すなわちその第一法則は、——それぞれの事物はすべて互いに結びついている。第二法則は、——すべての事物にはかならず向かう方向がある(すなわち熱力学第一原理)。第三法則は、——自然はもつとも良く理解している(すなわち自然を改造してはならない)。第四法則は、——無料の朝食はない(訳注5)、である。(19)。

一九九八年、ある大洪水が多くの人びとの多くの幻想を持ち去った。この洪水は、一方的な自然災害であるばかりでは決してなく、我々が建国以来、長江上流とその兩岸の生態林を基盤として林業生産基地を作り上げながら、それを効果的に保護できなかったことと密接に関係している。

換言すると、生態学原理は我々に対し、自然生態系統が正常な状態のもとで進展変化する過程と相互関係を明示した。人類が自然選択(「自然淘汰」)を通じて次第に地球を制圧して以来、自然生態系統も、人類生態系統が生物圏のその他の生態系統と均衡を保持するのに不利になるかたちで変化し始めた。人類は、地球上に誕生して以来、とりわけ十八世紀の産業革命以来、きわめて大きな進歩を遂げた反面、現代と将来の世代の人類に生存の危機を招いたといえよう。

このため、生態学原理とその解釈は、実際のところ、我々が今日環境問題を処理するにあたり、かならずしたがわなければならない基本原則であり、我々が環境と自然資源に関する法律を制定する際の理論的基礎となる。我々が地球生態系統の均衡の基本原理と自然の法則を正視し、自然と生態系統の進展変化に順応してはじめて、人類と自然界の他の物質は地球上で共に生存し続けることが可能となる。

第二章 持続可能な発展を指導的方向とする原則

今世紀八十年代の中・後期に、諸学科の科学的理念は環境保護運動の影響を受けて集結し、地球上で人類が生存するための環境条件と基礎を保護し、生態系統の共通利益を維持・保護することを強調し、経済・社会の永続的發展を可能にする基礎と能力を作り上げることを強調する、新たな思想にまとまった。これがすなわち「持続可能な発展 (Sustainable Development)」の思想である。「持続可能な発展」の思想は、政治・社会・経済のすべての構造からはじまり、環境保護を未来の世界において優先的に發展させる目標とし、今日の国内外の各領域における立法を指導する総体的原則の枠組みとなった。同時にそれはまた、未来の環境立法が確立しなければならぬひとつのもっとも重要な目標でもあり、生態学・経済学等の自然科学および社会科学理論が溶け合ってきた結晶でもある。

持続可能な発展を指導的方向とする原則とは、環境と自然資源に関する立法をする際は、人類の社会・経済の發展を実現するために必要な環境と自然資源の条件を十分に考慮し、地球環境と自然資源が各世代の人類發展に應えるために提供

可能な能力と基礎を考慮し、あわせてこれを、立法を指導し法律規範を確立するための理論的基礎としなければならないことを指す。

一 持続可能な発展——ある生態学・倫理学的理念に基づく發展観

「持続可能な発展」という概念は、ノルウェーの前首相ブルントラント (Brundtland) 女史が指導する環境と開発に関する世界委員会 (WCED) が、一九八七年、その報告書『我ら共有の未来 (Our Common Future)』のなかではじめて示したものである。

WCEDは、国際連合の事務総長の要望に依って一九八四年に設立された。委員の多くは發展途上国から来ていることから、比較的世界的な範囲の代表的な委員会である。WCEDのおもな任務は、「全世界の変革日程」を作成する責務を担うこと、すなわち、二〇〇〇年ないしその後の年代に焦点をあて、持続可能な發展を実現するための長期的な環境対策を示すことである。發展途上国および経済・社会の發展がさまざまな段階にある国家間に対し、環境問題への関心を次

第により広範囲な協力へと変化させる方法をうち出し、一歩進んで互いに支持することのできる目標を実現するのである。こうした目標の具体的な内容は、「(一) 人口・資源・環境と発展の間の相互関係を重視し、国際社会がより効果的に環境問題を解決できるようにするための道筋と方法を研究する、(二) みな環境に関する長期的課題について共通認識をうち立てることを支援し、かつそのために必要な努力をし、もって環境保護および環境の質を向上させる問題を成功裏に解決する、(三) 今後数十年間の長期行動計画を作成し、世界社会の理想目標を確立する(20)、である。

WCEDが一九八七年に国際連合に提出した報告書『我ら共有の未来』のなかで何度も用いた鍵となる語句こそが、「持続可能な発展」である。

(二) 「持続可能な発展」の概念とそれが内包するもの

『我ら共有の未来』の解釈によると、持続可能な発展とは、「現代人の需要を満たし、かつ後世の人の需要を満たす能力に対して危害を加えない発展」を指す。これには二つの重要な概念が含まれる。第一は需要であり、「とりわけ世界

の貧しい人びとの基本的な需要を、特に優先的な地位に位置づけて考慮しなければならない。」第二は制限であり、「それは」すなわち「技術状況と社会組織が、目前および将来の需要を満足させる環境の能力に加える制限」である(21)。

上述の定義について、世界銀行の副頭取であるイスMAIL・セラジェルディン(Ismail Serageldin)は、上述の定義は哲学的には強く引きつけるものがあるが、それを取りあつかうことはやや難しい、と考える(22)。多くの人びとは、持続可能な発展の概念を受け入れると同時に、それを各自の実際と結び付け、さらに詳しく説明しようと企図する。

たとえば、持続可能な発展は、まず生態代価と環境代価を考慮すべきであると考える人もいる。「また」持続可能な発展は、まず将来のために自然資源を保護することに着目すべきであると強調する人もいる。「また」持続可能な発展は、学的・系統的な方法を用いて、国家レベル・区域レベル、および地球範囲で発展する経済・生態および社会の領域を総合的に考慮しなければならず、このため持続可能な発展の概念は、具体的な政策と方策に変える必要があること、「そして」こうした政策と方策は、生態上の持続可能性と人口問題および経済成長の需要、さらには環境破壊をもたらさないよ

料 うにすることを同時に配慮しなければならない、と強調する人もいる(23)。

資 国際自然保護連合(IUCN)、国連環境計画(UNEP)、および世界野生生物基金(訳注6)は、一九九一年に

共同で発表した報告書『地球を保護する——持続可能な生存のための戦略 [Caring for the Earth. A Strategy for Sustainable Living]』において、いわゆる持続可能な発展とは、「生態系統を維持する包容力を超えないように生存しつつ、人類の生活の質を改善すること」でなければならない、と指摘した(24)。

国連環境計画は、一九八九年に召集した理事会において、繰り返し協議した結果、『持続可能な発展に関する声明』を採択した。声明は、「持続可能な発展とは、目の需要を満足させつつ、子孫後世代の需要を満足させる能力を弱めることのない発展を指し、かつ国家主権を侵す意味合いは決して含まない。〔国連〕環境計画の理事会は、持続可能な発展を達成するには、国内協力および国境線を越える協力にかかわらなければならないと考える。持続可能な発展とは、国家と国際の均等に向かって進むことを意味する」と指摘した(25)。

環境と開発に関する国連会議(地球サミット)は、一九九二年の『リオ宣言』のなかで、持続可能な発展について、より明確に述べた。すなわち「人類は、自然と調和のとれた方法により健康で成果に富む生活を営む権利を有し、かつ現代と後代の発展と環境の領域における需要を公平に満足させなければならない」と。

国際的にみると、「このほかにも」まだその他の権威ある機構や学者が、持続可能な発展の概念を解釈したものがあるが、これらの概念と国際連合の環境と発展委員会(訳注7)の解釈の要点を結び付けてまとめると、我々は、持続可能な発展の概念の解釈にはすべて、ほかならぬ以下のようないくつかの領域が含まれることを見いだすことができる。

第一に、持続可能な発展の前提は発展であり、その目的は人類の福祉を増進し、人類の生活の質を改善することにある。人類の発展と生活の質の改善は、かならず地球生態系統の包容力の範囲内で行わなければならない。

第二に、発展を実現して需要を満たすには、同時に生態系統の無傷性を維持し、さらに現代の人類の発展が後代の人の需要を満足させる能力を損なう原因にならないようにしなければならない。

第三に、経済発展と生態の持続可能性を有機的に結び付けなければならない。人類発展の基礎——すなわち環境・資源、およびエネルギーの開発・利用は、利用効率の最大化および廃棄（汚染）物質の最小化を基礎として維持し築き上げねばならない。

伝統的な「発展」概念と比較すると、持続可能な発展は、発展概念を理解したうえで、人類の倫理道德と価値観を改めさせ、人類の行動と生産・生活方式の更新を促し導くことを一層強調する。このため、持続可能な発展観は、明らかにより大きな吸引力をそなえている。まず伝統的な発展観は、発展のみを一途に強調し、無制限の成長を宣伝するか、またはもう一方の極端に走り、成長を規制する政策を主張するものであった。つまり、それらは見たところ、環境と発展の間の衝突は調和のとりようがないものであった。つぎに、伝統的な発展観は、目前〔の利益〕に着目し、後代の人の利益を無視あるいは軽視していたが、こうした観念は歴史上の経験と明らかに一致しない。第三に、持続可能な発展観は、環境を発展と統一させ、先進国の願いに迎合するのみならず、発展途上国の利益にも適合する、一種のきわめて理想的な発展の境地である。このため持続可能な発展は、ひととき新しい発

展観として、直ちに国際社会と世界各国から共通認識されるに至ったのである。

リオ・デ・ジャネイロにおいて一九九二年に召集された環境と開発に関する国連会議〔地球サミット〕は、『アジェンダ21』を決議し、各国の立法を変革することは持続可能な発展を実現するための基本的な要求である、と定めた。一九九四年、中国政府は、全国で実施する『中国アジェンダ21』を承認し、あわせて「現行の政策と法律の全面的評価を押し進め、持続可能な発展のための法律と政策体系を定め、経済・社会、および環境の間の関連と調和を最優先すること、〔ならびに〕法規による取り締まりと政策による誘導と調整・制御を通じて、経済・社会が環境と調和をとりながら発展するよう推進すること」を『持続可能な発展のための戦略と重大行動』の第一項目の行動とした。このことからわかるように、環境と自然資源立法のなかで、持続可能な発展を立法時の指導的思想とするよう導くべくたえず強調することは、きわめて重要である。

二 持続可能な発展を実現するための基本的需要

我々の知るように、現代の人類の進歩は、すでにますます技術革新および全人類の共同活動と切り離せないものになった。しかしながら、これまでの人類発展の過程であらわれた環境問題により、人類は、すでに社会・経済の持続可能な発展を実現できなくなり、かつその影響は、地球における人類自身の生存をも深刻に脅かしている。人びとは、猛省を経てはじめて、環境と発展は決して孤立し対立するものではなく、それらは緊密に関連した同一の問題の二つの側面であることに気づいたのである。

WCEDの科学者の考えによると、人類の社会経済は、人類が生存するための環境資源の基礎が破壊された条件下では発展できない。すなわち、もし経済成長が環境破壊の代価を無視するならば、環境は保護され得ず、発展も持続できない。すべての人類が直面しているこれらの問題も、互いにバラバラの国家機構と政策を用いて単独で解決することはできず、それら〔の問題〕の間には互いに複雑な因果関係がある。こうした関係は、おもにつぎのような点にあらわれている。まず、各種の環境上の圧力は、互いに連結している。つ

ぎに環境上の圧力と経済発展の方式は関連している。第三に、環境と経済問題は、社会・政治上の多くの要素と互いに繋がっている。第四に、こうした系統の特性は、国家の内部のみならず、各国家間でも影響を及ぼす。

彼ら〔WCEDの科学者〕はさらに、経済成長は常に環境破壊の危険性をもたらす、なぜならば、経済成長は環境資源に対する圧力を高めるからである、と指摘する。そのため、持続可能な発展の思想を指導的政策とすることにより、政策決定者に対し、政策を定める際にはかならず生態を保護するという基盤のうえに経済成長をうち立てよう確保し、もってそれが長期的な成長を支えられるようにしよう求めるのである。環境保護は、持続可能な発展の思想固有の特徴であり、それは、ひとつひとつの症状ではなく、あらゆる環境問題の根源を解決する。そのため彼ら〔WCEDの科学者〕は、「経済学と生態学は、政策決定と立法の過程においてかならず完全に統一しなければならぬ。環境を保護するのみならず、発展も保護し促進すべきである。経済学は富を生み出すただけにあるのではなく、生態学も自然を保護するためだけにあるのではない。両者はいずれも、人類の運命を改善するためにあるのである(26)」と考えている。

社会・政治的条件の融通が利かなければ、通常の意味でいうところの「自然持続性」を実現することはできない。WCEDの専門家は、「発展政策が資源供給および原価と利益分配の変化を重視しない限り、自然の持続性は実現できない。狭義の自然持続性は、各世代間の社会的公平に関心を払うことを意味しているが、しかしそれ〔狭義の自然持続性〕は、各世代内部の公平にも関心を払うというところまで合理的に拡大しなければならない」と指摘する(27)。

したがってWCEDの専門家は、発展のおもな目標が人類の需要と欲望を満足させることにある点に鑑み、貧困と不平等に満ちた世界では、生態その他の危機が発生しやすいと考える。このため、持続可能な発展が第一に重要なこととして求めるのは、すなわち「すべての人民の基本的需要を満たし、全人民に機会を与え、もって比較的良好な生活を送りたいという彼らの願望を満足させること」である。さらにそれは続けて、「(一) 社会が「生態的に可能な範囲にある消費標準およびすべての人びとが合理的に憧れることのできる標準を奨励するという観念を促進する」よう求め、(二) 社会に対し「二つの側面から人民の需要を満足させるよう、つまりひとつには潜在的生産能力を向上させ、二つにはすべての

人びとが平等な機会を持つようにする」よう求め、(三)「非再生資源を消耗し尽くす速度が、できる限り将来の選択の妨げにならない」よう求め、(四)「動植物種を保護する」よう求め、(五)「生態系統を無傷状態のまま保護するため、大気・水およびその他の自然要素に対する不利な影響を最小限度に減少させる」よう求めている(28)。

以上をまとめると、持続可能な発展を実現する根本的な目的は、やはり人類の福祉の向上にあることがわかる。それは、人類生存のために経済を発展させる目的と、なんら相矛盾しない。

三 環境と自然資源立法が持続可能な発展の原則を体现する意義

WCEDが、報告書『我ら共有の未来』の起草時に主として意図したことのひとつは、全人類は人類のたえ間ない繁栄のため共同で努力すべきであると強調したい、という点であった。たとえば、もし各人が、自分の行動が他人に影響を与えるということを考慮するならば、全人民の生活はより一層良くなるであろう。しかし現実には、各人が誰一人とし

て、他人が社会の期待する方法で事を処理するとは考えないため、すべての人が、狭い自分自身の利益を追求し続けるという矛盾が存在する。この時、社会または政府は、法律・教育・税収・補助、およびその他の方法を通じて、人類個人の、このような各人が思い思いのことをするというやり方を矯正し取り繕うべきである。国家の法律は、これに対して効果を発揮しなければならない。

我々の考えによると、明確な目標を確立し、法律を厳格に執行すれば、環境にとって有害な副作用を一定程度制御することができると。政策決定への公衆参加手続きの流れを良くすると、公衆の意見がわかり、人類共通の願望と利益を効果的に実現することができる。これらはすべて、未来の環境と自然資源立法が注意すべき問題である。

持続可能な発展とは、上述のように、地球上の全人類の共通利益を実現するためのものである。このため、持続可能な発展の概念に基づいて制定される環境と発展に関する政策には、おもにつぎのような目標が含まれるべきである。「すなわちそれは」、「成長を回復させ、成長の質を変え、就職・食料・エネルギー・水、および衛生についての基本的需要を満足させ、人口の持続水準を保証し、資源基盤を保護・強化

し、もう一度技術を調整し直して危険を抑制し、政策決定において環境と経済を融合させる」(29)という目標である。

WCEDは、これまでに制定された環境政策の方法はおおよそ二種類に分けられる、と考える。第一の方法は「標準日程」であり、環境問題から生じる結果を解決するための環境政策・法律、および機構に重点をおくものである。第二の方法は、こうした結果を生み出す根源的な政策に重点をおくものである。これら二つの方法は、問題と機構管理に対する、明らかに異なる観点を代表している。五十年代と六十年代は、工業国が急激に低下した環境の質に対して日増しに関心を払うようになったため、環境問題を重視する「標準日程」の方法が優勢を占めた。ところが、環境と資源に関する多数の機構を設立し、環境立法を通じて汚染制御技術の発展を促したにもかかわらず、これらの機構の使命が汚染の抑制であったため、その注意力はほぼすべて環境から生じる結果の領域に集中していた。

これについてWCEDが指摘するのは、国内法と国際法は、しばしば事態の発展から立ち後れがちであり、今日では、発展基盤に対する環境上の影響は歩調を速め、その範囲も日増しに拡大し、法律制度は「事態の発展に」大きく水を

あけられてしまったこと、「したがって」人類の法律は、もう一度新たに制定し直し、人類の活動を自然界の永久不変の普遍的法則と互いにつり合いをとるようにしなければならぬ、という点である。「発展と環境保護に関する旧式の方法を通じて社会と生態の安定を維持・保護しようとするれば、不安定をさらに増幅させる。安全とは、変革を通じてはじめて得られるものである。」「環境法規は、通常的安全規範・それぞれの法規、および汚染規制法等を超越して制定しなければならぬ。税収・投資および技術選択の審査・許可の工程、外国貿易刺激措置および発展政策のあらゆる構成部分には、かならず環境目標を反映させなければならぬ。」かつ、各国は、国際的に足並みをそろえるという基礎にたち、経済と生態の要素を、法律と政策決定の体系のなかに結び付け、もって「人間間および人類と自然の間の調和」という持続可能な発展戦略の趣旨を実現しなければならない(30)。

差し迫って必要なことは、「(一) 持続可能な発展の領域における、個人と国家の相応の権利と義務を認識し尊重すること、(二) 国家および国家間で持続可能な発展を実現するための新たな行動規範を樹立し実施すること、(三) 環境上の紛争を回避・解決するための現存の方法を強化し、あわせて

新たな方法を見いだすこと」、である(31)。

我々の考えによれば、持続可能な発展は、人類社会が数千年かけて探求・実践してきたなかで見つけた、地球生態システムの繁栄安定を維持するひとつの発展路であり、それは現代の生態学・環境経済学および環境倫理学の思想理念の帰納を総括し現実化するものである。持続可能な発展は、国家および国際的な現行の法律体制を、新たな発展目標の指導のもとに全面的に変革することを求める。それは、現代の各国が国家の立法体系を完全なものにするための長期目標となるべきであるのみならず、当然に、環境と自然資源立法が具体的に体现すべきひとつの基本原則とならなければならない。

持続可能な発展が立法に求めるもつとも基本的なことは、環境と資源立法において、発展と環境の関係のつり合いをとるべきである、ということである。

第三章 環境経済学の方法を強調し運用する原則

環境経済学の方法を強調し運用する原則とは、環境と自然資源に関する立法をする際、環境への効果と利益の損益分析方法と法律規範に対するコスト——効果と利益の分析方法を別々に運用して、開発行為に対する予測・評価・管理および

料 推定（あるいは既定）に関する法律制度を計画・分析し、

「それを」法律を指導（決定あるいは修正）し法律規範を確立するための理論的な基礎とし、もって真に立法を通じて社会・経済・環境という三分野の効果と利益の均衡と総合的戦略を実現しなければならないことを指す。

一 環境と自然資源立法が経済学の方法を運用する目的

一九九七年五月、アメリカ合衆国の環境保護論者かつ経済学者である人物が、イギリスの雑誌ネイチャー〔*Nature*〕で発表したある研究報告統計によると、地球の生物圏は、我々人類に毎年少なくとも三三兆米ドルの価値に達する空気・水および食糧等の有形あるいは無形の資源を無償で提供しているという（32）。しかし我々人類は、地球環境と自然資源にどう報いているかといえ、これらの資源を最大限に用いていないばかりか、人為的に地球環境を破壊し、地球上の野生生物を絶滅間際に追い込み、自然資源をたえず減少させている。

その原因は、主として、かつて人類社会が経済を発展させる過程において、環境と自然資源を不適切に開発・利用した

行為にある。問題の鍵は、人類が、地球生態系統に対する環境と自然資源そのものの貢献を、社会経済発展のコストと効果・利益分析の際に全く考慮しなかったことにある。国民総生産をはかるGNP指標を計算する際も、環境への損害が引き起こすコストと社会的費用を差し引かなかった。このため人びとは、環境の無形価値に的確に対応して交換市場をうち立てることもできず、「これが」人類に対して、「地球環境と資源（というものは、〔その価値を具体的な〕数値で表せない」という印象を与えるに至った。

立法について言えば、法学者がもつとも多く運用する概念は、権利と義務・公平と正義および過失等であり、これらの法律的概念はいずれも、法律が規範する事柄あるいは物に対して主観的定性分析を行い、かつ抽象的な條款を規定する。しかし経済学は、上述の法学的概念を定量分析し（たとえば最大化・均衡および効率の如し）、かつ数学模型を通じて法学的概念を転換することができる。経済学の方法が法学の方法に完全に取って代わることはできないが、経済分析を通じて法律制度の不十分な点や実在する問題を明確に見てとることができると同時に、経済学の方法と結論を法律のなかに直接運用することも可能である。

環境と自然資源立法に経済学の方法を運用することには、おもに「つぎの」二つの側面が含まれる。第一は、一種の法律制度あるいは措置として、環境経済学の研究成果を環境と自然資源立法のなかに確定し、もつとも経済効果の高い措置をとり、かつそれを制度化することである。第二は、経済学的な分析方法を運用し、環境と自然資源法がすでに規定する制度や措置および国の社会経済政策が環境におよぼす効果を分析・評価することである。

これと関連して、かつてある環境経済学者が、各種の経済的手段（そのおもなものは汚物排出の有料化と許可証取引である）と法律を通じて行う直接的取締手段（行政命令等の如し）の能率を比較したところ、汚物排出の有料化と許可証取引は、経済効率と環境への効果という点では基本的に同じであり、さらにそれらの経済効率は、一般にいずれも直接的取締手段の経済効率よりも高いという基本的結論を得た（33）。

以下では、環境と自然資源立法における経済学的方法の重要性について、例をあげて説明しよう。

二 経済的手段を環境と自然資源立法に運用する

——環境の外部不経済性の内部化を例として

（一）環境の外部不経済性を内部化する方法

①環境の外部不経済性の発生原因

福祉経済学の分野では、ある経済活動の外部経済性あるいは外部不経済性は、当該活動の社会的影響と、当該活動を処理する個別的影響との差に表れると考える。費用を用いて評定すると、外部不経済性が表す外部費用とは、当該活動がもたらす社会的費用と個別的費用の差から得られる数字である。

環境の外部不経済性についていうと、経済学者は、企業が資源を投入しすぎてその生産水準が過剰になる時、その他の企業（業界）の物品の生産水準が過度に低下し十分に生産できなくなり、社会全体の最適な資源配置状況を変化させ、「市場欠陥」あるいは「市場停止」問題が起こり、その結果、低効率現象が発生する、と分析する。これとは反対に、環境の外部経済性についていえば、資源投入が少なすぎると、生産〔量〕は低めに価格は高めになり、その他の企業

(業界)の資源投入が過多になり、最終的には経済系統全体が最適な资源配置状況から逸脱し、あるいは低効率状態があらわれ、やはり同様に「市場停止」問題が起こる。消費者の外部性についても同様である(34)。

一般に、自由で開放的な市場メカニズムは、競争を奨励し、優れたものを勝たせ劣ったものを淘汰し、同時に社会の公共利益を増進する。自由市場はあたかも「見えざる手」(35)を用いるが如く価格を通じて信号を伝え、利己的な人びとが彼らの自己利益を損なわないよう導くと同時に、社会全体にとりもつとも有益な事柄を導き出す。

環境問題の発生と発展について考えると、環境の外部性は市場の停止を引き起こしうる。それでは、どの要素が市場停止を引き起こしうるのだろうか。

この点について経済学者は、さらなる分析を行い、以下に示す四種類の状況がいずれも「市場停止」を引き起こしうることを発見した。第一は、さまざまな形式の独占の存在、第二は「外部的要素」の存在、第三は、いわゆる「公共製品」たる商品の存在、第四は情報不足(という状況)の存在である(36)。

環境経済学の研究においては、一般に、環境の質あるいは

サービスといった特殊な物品を「準公共物品」のなかに定義する。経済学上の公共物品とは、消費不可分性をそなえた、あるいは競争性がないものであつて消費における排他性のない物品を指す。こうした特徴をそなえた物品は「純粋公共物品」とよぶことができるが、物品が外部に対して比較的大きな影響力をそなえている場合は、それを「準公共物品」とよぶ。そのほか、水域等の如く、「混み合いの可能性」をそなえた公共物品の類もある(37)。

共有物品は、共有財産の概念とは異なる。前者が内包するものは後者より大きく、それはおそらく一種の「市場停止」あるいは外部性の形式で表れるが、前者は相当程度において後者と直接に関連している。環境経済学の研究においては、環境の質が低下する原因のひとつは、環境の質がそなえる共有財産の特性にあると考えられる。

純粋な共有物品とは、一種の共有財産資源である。土地・水・森林および鉱産物等の如き自然資源(これと関連するその他の動植物資源を含む)は、すべて国の法律により、公共財産資源あるいは個人所有と確定され得る。共有財産資源の財産権が国有と確定されると、当該資源は、所有権の性質にしたがい、法に基づき使用することができる(有償採掘・使

用等の如し)。これらはすべて、当該資源が希少であり不足していることに依拠している。もし放牧地のような土地であれば、土地を柵で囲うことにより所有権者の権利を保護し、なんとか草地資源の破壊を防ぐことができるが、大気・河川・湖沼および地下水資源等のような共有財産資源あるいは共有物品については、人びとは、さまざまな場面において、自身の利益を手に入れるためにこれら〔の資源〕を用いることに慣れてしまっており、さらにその資源の所有権が不確定であること(38)、および伝統的にそれら〔の資源〕の使用に当たっては「幾ら取っても取り尽くせず、幾ら使っても使い尽くせない」という認識が形成されていることから、その濫用が引き起こされ得る。こうして、「共有地の悲劇」(39)現象が現れるのである。

②環境の外部不経済性を解決する方法

アメリカ合衆国の経済学者R・コース(Ronald Harry Coase)は、資源の財産権あるいは使用権を適切に確定しさえすれば、外部不経済性を除去することができる、と考える。これが有名なコースの定理である(訳注8)。

コースはまず仮に、外部不経済性の損害を被る側に所有権

と使用権を定める。そうすると当局は、損害を被る側の請求に基づき、行為側に對し、外部不経済性の数を零にまで減らすよう強制することができる。すなわち、損害を被る側は、外部不経済性の影響を受けない権利を有し、かつこうした権利を、政府による強制あるいは法律規定のもとで譲渡することができる(同等数の外部不経済性損失補償を受け取ることと「その権利を」行為側に譲渡する)。このように、行為側と損害を被る側との間には取引できる可能性があることになる。

さらにコースは、その他の財産権と所有権の定めについても分析した。こうした定めは、前述の定めとは正反対であり、すなわち損害を被る側は、そうした〔外部不経済性の影響を受けない〕権利を〔自ら〕すすんで購入しない限り、外部不経済性の影響を受けない権利を有しない、というものである。この場合、損害を被る側は、外部費用あるいは汚染を我慢して耐えるか、「または」自ら出資して、行為者が外部不経済性の水準を軽減するよう誘導するかの二者選択に直面する。このため、完璧な市場条件のもとでは、行為側と損害を被る側は、つり合いの取れた取引を行うことができる。すなわち、損害を被る側は、外部不経済性を除去するための価

料 格と同等の費用をすすんで支払うが、それより高い金額は支払わず、また行為側も、少なくとも外部不経済性を除去するための供給価格と同額の費用をすすんで受け取るが、受け取る金額がそれを下回ることはない。

このことから我々は、コースの定理を実現するには、自然環境と資源の所有権を明確にし、かつ高能率の権利取引市場を創造することが前提であり、こうしてはじめて権利取引が可能となることがわかる。コースの定理は、環境保護の「市場停止」問題を解決するための新しい思想方法を提供する。

環境と自然資源立法についていうと、経済学者は、環境の外部不経済性を内部化する方法には、直接取締方法と経済刺激方法の二分類があると指摘する。

直接取締とは、国が制定する環境法に基づき、行政規制標準の形式により、活動者が引き起こす外部不経済性の許容数と方式を定めるものである。それは、さらに末端取締と全行程取締の二種類に分けられる。末端取締とは、すなわち排出流入される汚染物質を直接規定することを指す。全行程取締とは、生産開始あるいは消費の直前〔まで〕の過程において生み出される可能性のある汚染物〔質〕の数を規定し、最終的に、汚染〔物質〕の排出を規制するという目的を達成する

ことを指す。

経済刺激方式にも、市場を刺激するものと市場を刺激しないものの二大分類がある。市場刺激方式とは、すなわち、コースの定理に基づき、「汚染物質排出権（排污権）」を市場取引の標的として流通させ、あるいは消費の前提過程で生み出される可能性のある汚染〔物質〕の数を定めることで、最終的に汚染〔物質〕の排出を規制する目的を達成する方式を指す。市場刺激〔方式〕とは（訳注9）、すなわち、国が価格・税収・標識・抵当金・補助金・保険・金融および費用徴収等の手段を通じて、生産者あるいは消費者に、彼らが生み出す外部費用をその経済政策決定のなかに組み入れさせる方法を指す。

（二）環境と自然資源立法の有効性に対する評価と分析

環境と自然資源立法に経済学の方法を運用する場合のもうひとつの問題は、現行の法律を経済学的に評価・分析することである。

一般に、環境法規の経済分析（という手法）は、アメリカ合衆国が発明したものと考えられている。第一次世界大戦

時、F・ローズヴェルトにより、国内で「ニュー・ディール政策」運動が繰り広げられたが、このとき、アメリカ合衆国の環境立法理論は、経済学原理を立法に運用するという一大発見をした。「ニュー・ディール政策」は節約を励行したため、アメリカ合衆国連邦議会の予算事務室と支出委員会は合併して事務を執った。仕事のなかで彼らは、生産項目を審査許可する領域に福祉経済学を運用すると、比較的経済的な項目が優先的に受け入れられるよう仕向けられることを発見した。一九三六年、アメリカ合衆国は、経済分析の方法を運用して、『路線バス排気ガス取締法』を制定し、資源〔に関する〕法律——コスト——効果・利益分析〔の領域〕に一大革新をもたらした。その後、分析の結果によればコストよりも大きな効果と利益が得られるとされたもののみが合理的な方法であるとされ、連邦関連の水資源利用項目の前進を推進することになった(40)。

現在、環境と自然資源立法に対して行う経済学的評価の主要な範囲には、環境と自然資源立法の経済的コスト評価、および法律実施の有効性に対する経済的分析が含まれる。これらの分析はおもに、以下に記す環境経済学理論に基づいて行う。

① 環境と自然資源の計算を国民経済の計算体系に組み入れる

国民経済の計算体系とは、ある国あるいは地区の社会経済発展を測量するシステムであり、それには人的・物的・経済的資源と利用、そして生産・分配・交換と消費および経済運行の総量・速度・比例および効果と利益が含まれる(41)。しかし、どの国が採用する計算方法も、環境と自然資源の観点から分析すると、いずれも環境予防費用を正しく反映しておらず、自然資源貯蔵量の消耗と減価償却を考慮しておらず、環境悪化といった損失費用等の欠陥を体现していない。このため、はじめからやり直して新たないわゆる「グリーンGNP」なる計算方法を確立し、環境と自然資源の価格も計算体系のなかに反映させなければならない。

新たな計算体系を確立すれば、同様にそれを法律制度が規定する国民経済の計算方法に運用し、かつ伝統的な法が確定している不適当な部分を適切に改正する必要がある。

② 環境の質の費用効果・利益分析

環境の質の費用効果・利益分析とは、人為的活動が環境の質に与える効果・利益あるいは価値がもたらす影響による、

料 投入コストと環境効果・利益の間の比較分析を指す。

環境の質の費用効果・利益分析方法は、目下のところ、たとえば環境影響評価とそれに関連する環境行政政策決定においてすでに幅広く運用されている。

このほか、しばしば見られる環境経済学的分析方法としては、さらに環境——経済系統の投入産出分析および資源開発建設項目の国民経済評価等がある。これらはいずれも、現行の環境と自然資源立法および法律制度と密接に関連している。

環境経済学の方法を体现する原則は、我々に対し、環境効果・利益と損益分析および法律規範のコスト効果・利益分析を、環境・資源開発の予測・評価・管理および法律制度の計画のなかに組み入れるよう求めている。

第四章 法律規範のあつかいと適用を容易にする原則

立法上、法律規範の具体化を重んじ、法律規範の論理構成をより一層厳密で完全なものとし、もって法律のあつかいと適用を容易にすることは、本来、環境と自然資源立法の原則として対処すべき事柄ではない。しかし、目下のところ、我が国の環境と自然資源に関する法律・法規には、こうした

〔法律規範の〕あつかいにくさという問題がまだまだ多く存在しているため、ここで強調しておく必要がある。

法律規範のあつかいと適用を容易にする原則とは、環境と自然資源に関する立法をする際は、同種の事柄あるいは行為を規範する法律草案の作成にあたり、条文があつかう権利義務関係の規定を、できる限り具体的かつ明確にし、かつ実施を保障する条件を規定しなければならず、これをもって行政上の法律執行の基本的な根拠とする原則を指す。

本原則に関し具体的に求めるものについては、本書第四章（訳注10）の関連部分を参照されたい。ここではこれ以上深く触れないことにする。

原注

- (1) 張文显ほか「訳者あとがき（訳後記）」、マイケル・D・ベイリス [Michael D. Bayles] 著・張文显ほか訳『法律の原則——ある規範的分析（法律の原則——一個規範的分析）』（中国大百科全書出版社・一九九六年）四六八—四六九頁参照。
- (2) A・D・ヒンクリ [A. D. Hinkley] 著・劉猷奇訳『応用生態学』（台湾科技圖書股份有限公司・一九八四年）二頁を

参照。こうした例えは、一九七〇年の宇宙船アポロ (Apollo) 十三号の劇的な事件によって説明できる。当時、宇宙船上の三名の宇宙飛行士は、彼らが吐き出す炭酸ガスを宇宙船内から外へ排出する予定であった。このとき、地上管制センターの管理員は、宇宙船の帰路航路のずれや危険発生を回避するため、いかなる液体あるいは固体廃棄物も宇宙船から排出してはならない、と彼らを戒めたのである。

- (3) B・J・ネボル [B. J. Nebel] 著・範淑琴ほか訳『環境科学』(科学出版社・一九八七年) 十三頁。
- (4) ネボル著・範ほか訳・前掲書(注3) 五頁。
- (5) ネボル著・範ほか訳・前掲書(注3) 六頁。
- (6) ネボル著・範ほか訳・前掲書(注3) 十七―十八頁。
- (7) ネボル著・範ほか訳・前掲書(注3) 二六頁。
- (8) A・N・ストロラー [A. N. Strahler] ほか著・北京大学地理系ほか訳『環境科学導論』(科学出版社・一九八三年) 五頁。
- (9) Daniel D. Chiras, *Environmental Science* 62 (Benjamin Cummings Publishing Company 1990).
- (10) Ibid., at 62.
- (11) Ibid., at 62. エントロピーとは、仕事をする過程で失われるエネルギーの測定をいう。当初この語句は、エネルギーが熱力学系統から失われることを簡単に説明するために用いられていた。仕事の熱エネルギーを利用できない以上、熱エネルギーの変化量を温度で割って得られる商で表示することができ、この商を「エントロピー」という。のちにこの概念は拡大され、集約エネルギーの悪化と不足の説明に用いられるようになった。こうした傾向は、ある系統内部の、とりわけ全世界の無作為性あるいは無秩序の度合いが高まっていることを、もつとも明らかに示している。
- (12) ストロラーほか著・北京大学地理系ほか訳・前掲書(注8) 十四―十五頁。
- (13) ネボル著・範ほか訳・前掲書(注3) 三五頁。
- (14) ネボル著・範ほか訳・前掲書(注3) 四一―四二頁。
- (15) ダーウィン [Charles Robert Darwin] 著・周建人ほか訳『種の起源(物種起源)(改訂版)』(商務印書館・一九九五年) 第四章・第五章参照。
- (16) 『中国自然保護綱要』編写委員会編『中国自然保護綱要』(中国環境科学出版社・一九八七年) 十二―十四頁。そのほか金瑞林主編『環境法学』(北京大学出版社・一九九四年四月版) 一八一―一八四頁を参照。
- (17) ストロラーほか著・北京大学地理系ほか訳・前掲書(注8) 十五頁。
- (18) 金瑞林編著『環境法——大自然の護衛者(環境法——大自然的護衛者)』(時事出版社・一九八五年) 十三頁参照。
- (19) B・コモノ [Barry Commoner] 著・候文蕙訳『密閉圏(封閉圏)』(甘肅科学技術出版社・一九九〇年) 二六―三七頁参照。
- (20) 世界環境と発展委員会著・王之佳ほか訳『我ら共有の未来

- (「我們共同的未来」)、『前言』(台湾地球日出版社・一九九二年)一頁。原文はSustainable Developmentを「持続的発展」と訳しているが、本文では用語を統一させる必要から、それを「持続可能な発展」と改訳した。以下同じ。
- (21) 世界環境与発展委員会著・王ほか訳・前掲書(注20)五二頁。
- (22) Ismail Serageldin, *Sustainability and the Wealth of Nations — First Steps in [an] on-going Journey* (March 12, 1996).
- (23) 鐘述孔著『21世紀の挑戦と好機——地球環境と発展(21世紀の挑戦与機遇——全球環境与發展)』(世界知識出版社・一九九二年)六六頁からの引用である。
- (24) 世界自然保護同盟、联合国環境規划署和世界野生生物基金会編『地球を保護する——持続可能な生存戦略(保護地球——可持續性生存戰略)』(中国環境科学出版社・一九九二年)。
- (25) Serageldin, *supra* note 22, at 67.
- (26) 世界環境与発展委員会著・王ほか訳・前掲書(注20)四五—五十頁。
- (27) 世界環境与発展委員会著・王ほか訳・前掲書(注20)五二頁。
- (28) 世界環境与発展委員会著・王ほか訳・前掲書(注20)五三—五六頁。
- (29) 世界環境与発展委員会著・王ほか訳・前掲書(注20)六一頁。
- (30) 世界環境与発展委員会著・王ほか訳・前掲書(注20)四〇三頁。
- (31) 世界環境与発展委員会著・王ほか訳・前掲書(注20)四二八頁。
- (32) 当該報告の考えによると、全世界の国民総生産の合計は毎年約十八兆米ドル(GNP)にすぎないが、地球が提供する三三兆米ドルはその一・八倍である。これは、商業市場においてまだ地球生態系統が完全には「捕らえ」られておらず、また経済サービスと人的資本のなかで、まだそれを計量化できていないことに原因があり、そのため各種の政策決定にあたり地球生態系統が比較的わずかな比重しか占めていないためである。
- (33) 王金南編著『環境経済学：理論・方法・政策』(清華大学出版社・一九九四年)四一一頁参照。
- (34) 王編著・前掲書(注33)五十一—六十頁参照。たとえば آدم・スミス(Adam Smith)はこぎのように指摘する。すなわち、「個人がそれぞれ自身の資本を可能な限り用いて国内産業を支持し、皆で努力して国内産業を管理すると、その生産物の価値は最高水準に達することができ、人びとは必然的に社会の年収(入)を可能な限り増大させる。確かに人びとは通常、公共利益を促進するつもりはなく、また彼ら自身がそうした利益をどの程度まで促進するかは不明である。どちらかというと国内産業には投資し(これを)支持するが国外

産業は支持しないとすると、彼は彼自身の安全しか期待できない。彼が産業方式を管理する目的は、その生産物の価値を最大水準に到達させることにあるから、彼も彼の自己利益しか期待できない。この場合、他の多くの場合と同様に、彼は見えざる手の指導を受け、彼が本意から達成したいと願っていた目的とはおよそ異なる目的を達成するよう全力を尽くすことになる。決して不本意であることが原因ではないが、社会にとり有害である。彼が自己利益を追求すると、往々にして、本当に本意から「そうしている場合」の情況よりも効果的に社会利益を促進させることになる。」

- (35) アダム・スミス (Adam Smith) 著・郭大力ほか訳『国民財産の性質と原因の研究 (国民財富的性質和原因的研究所) (下巻)』(商務印書館・一九七二年) 二七頁。しかし経済学者は、環境問題を経済・制度的に分析し、市場にも公共利益促進に対する「停止」の問題が存在することを発見した。
- (36) L. 考特 (訳注11) ほか著『法と経済学 (法和経済学)』(上海三聯書店ほか・一九九四年) 五八一―六三頁。
- (37) 王編著・前掲書 (注33) 九七―九八頁参照。
- (38) 民法の所有権理論によれば、ひとつの財産上にはひとつの所有権しかなく、それは単独でも共同でも所有可能である。
- (39) 「共有地の悲劇」現象とはアメリカ合衆国の学者ハーディン (Hardin) が提示したものである。彼の論文は、まさに開放された牧場のように、もし一人一人の牧畜民がすべて、ある開放された有限の牧場で自己にとってより大きな利益を

- 得ようと思うならば、それにより牧場破壊という「共有地の悲劇」現象が引き起こされる」と指摘する。G. Hardin, *The Tragedy of the Commons*, Science, 1968, V81, 162, p.1224. [Cf. Garrett Hardin, *The Tragedy of the Commons*, Science 13 December 1968, Vol. 162, No. 3859, pp. 1243-1248.]
- (40) Campbell-Mohn, Breen & Futrell, *Sustainable Environmental Law* 32 (West Publishing Co., 1933).
- (41) 王編著・前掲書 (注33) 二一九頁参照。

訳注

- (訳注1) 中国と朝鮮の国境にある火山。
- (訳注2) 揚子江下流南岸の地。江蘇省・安徽省の南部と浙江省の北部の地。
- (訳注3) 各地には、それぞれ適した状況、条件、および特色などがあるということ。
- (訳注4) 江蘇省南部を指す。
- (訳注5) 「無料の朝食はない」とは、すなわち「自然を破壊してはならない。自然を破壊すればその報いを受けることになる」ということを示唆するものと思われる。
- (訳注6) 世界野生生物基金 (World Wildlife Fund) は、一九八六年、その活動と使命を野生生物保護から地球環境保全へと拡大することを念頭に、世界自然保護基金 (World Wide Fund for Nature) と改称したが、本稿

では原文（世界野生生物基金）に忠実に翻訳した。

（訳注7） 文脈から、「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」を指すものと思われる。

（訳注8） 「コースの定理」関連部分の翻訳に際しては、古林英一著『環境経済論』（日本経済評論社・二〇〇五年）五五―五九頁を参照させていただいた。

（訳注9） 原文では「市場を刺激する方式」が主語になっているが、前後の文脈から、主語は「市場を刺激しない方式」と解釈することもできる。

（訳注10） 「本書第四章」とは、金瑞林（Jin Rulin）・汪勁（Wang Jin）著『中国環境与自然资源立法若干問題研究』（北京大学出版社・一九九九年）第四章「中国地方環境与自然资源立法」を指す。この部分は、別稿で翻訳を紹介したい。

（訳注11） L・考特とは、その文脈から、ロバート・D・クーター（Robert D. Cooter）を指すものと推測される。

訳者あとがき

本稿は、金瑞林（Jin Rulin）・汪勁（Wang Jin）著『中国環境与自然资源立法若干問題研究』（北京大学出版社・一九九九年）第三章「中国環境与自然资源立法的指導思想和基本原則」を、原著者のご承諾を得て翻訳を試みたものであ

る。原著者の略歴・研究業績は、現代中国の環境論（二）——「中国の環境と自然資源法体系の現状、問題、およびその改善」（1999）——金瑞林（Jin Rulin）・汪勁（Wang Jin）著、鈴木光（Suzuki Hikaru）訳（北海学園大学法学研究第三八巻第四号（二〇〇三年三月）七六九―七七〇頁を参照されたい。本稿の欧文タイトルは原著者自身による。原注は、原書では各頁ごとに番号がふられているが、本稿では通し番号とさせていただいた。「」部分は、翻訳者が挿入した。翻訳に際しては、曹維君（Cao Weijun）先生より大変貴重なご指導をいただいた。衷心より感謝申し上げます。